

## ● 規程改正の概要

要 旨	<p>山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構勤務時間、休日及び休暇等に関する規程」の一部改正を行う。</p>
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構勤務時間、休日及び休暇等に関する規程の一部改正（規程第●号）</p> <p>県に準じ、最近の社会情勢の変化に鑑み、仕事と家庭が両立できる職場環境を整備するため、職員の休暇制度について所要の改正を行う必要がある。</p> <p>○ 改正内容 次の（１）（２）の休暇制度を創設する。</p> <p>（１）学校行事参加休暇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学校修了前の子が在籍する学校等が実施する行事（※）に職員が参加するための休暇制度</li> <li>※ 授業参観、三者面談、入学式・卒業式、運動会等</li> <li>・ 取得できる日数は、年２日（子３人以上年３日）以内とする（日・時間単位での取得）。</li> </ul> <p>（２）不妊治療休暇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員が不妊治療を受けるための休暇制度</li> <li>・ 取得できる日数、年６日以内とする（日・時間単位での取得）。</li> </ul>
施行期日	<p>令和2年4月1日から施行する。</p>



<p>10～13 略</p>	<p>略</p>	<p>残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。)</p> <p>3 1時間を単位として使用した子の看護休暇を日に換算する場合には、第16条第9項の規定を準用する</p>	<p>略</p>	<p>略</p>
<p>14 学校行事参加 休暇</p>	<p>略</p> <p>中学校修了前の子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子が在籍する学校等が実施する学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校)が実施する行事その他理事長が必要と認める行事に限る。)に参加</p>	<p>1 期間は、1の年における期間とし、2日(中学校修了前の子が三人以上の場合にあっては、3日)以内。</p> <p>2 1日又は1時間を単位とする。(ただし、当該休暇の残日数の</p>	<p>略</p>	<p>略</p>

	<p>するため、勤務しないことが相当であるとき認められるとき</p>	<p>すべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。）</p> <p>3 1時間を単位として使用した子の看護休暇を日に換算する場合には、第16条第9項の規定を準用する</p>			
15~22 略	略	略	13~20 略	略	略

附 則 (令和元年規程第●号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年規程第●号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。